

平成 23 年 8 月 1 日
栃木県農政部経営技術課

放射性物質を含む可能性のある有機質資材の生産・施用の自粛について

農林水産省では、原発事故に伴い、堆肥中の放射性セシウムの基準値の作成を行っています。

基準値が設定され、安全性が確認されるまでの当面の間、堆肥の生産、流通、利用に一定の自粛が求められていますので、次のことに注意してください。

1 農地への施用自粛が要請されている資材

- (1) 原発事故後に生じた家畜（豚・家きんを除く）の排せつ物及び、これを原料とした堆肥。
- (2) 原発事故後に収集された植物性資材及び、これを原料・副資材とした堆肥。
- (3) 原発事故以前に収集・生産されたものであっても、事故後包装されずに屋外に放置された堆肥や植物性資材。

※植物性資材には、稲わら、籾がら、麦わら、樹皮（バーク、クリプトモス等）、落葉、雑草等が含まれます。

これらの資材で、事故後に収集・収穫した物（する物）、事故後に野積みされていた物、雨水が染み込んだ物等は、自粛の対象となります。

2 すでに施用した場合の対策

- (1) 堆肥の入手先に、堆肥材料や管理方法について確認してください。
- (2) 加里、石灰、ゼオライト等、放射性セシウムの吸収を抑制する資材を適正に施用し、深く耕耘してください。

3 施用できる資材

- (1) 原発事故以前に収集された植物性資材・家畜排せつ物を使用して生産され、事故後も屋根のある施設等で管理された堆肥は、施用できます。
- (2) 作物残渣、雑草等を発生したほ場にすき込むことは可能です。

畜産農家・堆肥生産農家の皆様へ

平成 23 年 8 月 1 日
栃木県農政部経営技術課

放射性物質を含む可能性のある有機質資材の生産・施用の自粛について

農林水産省では、原発事故に伴い、堆肥中の放射性セシウムの基準値の作成を行っています。

基準値が設定され、安全性が確認されるまでの当面の間、堆肥の生産、流通、利用に一定の自粛が求められていますので、次のことに注意してください。

- 1 原発事故後に生じた家畜（豚・家きんを除く）の排せつ物及び、これらを原料とする堆肥を有償・無償にかかわらず、譲渡しないこと。
- 2 原発事故後に収集した樹皮・落ち葉・雑草等を有償・無償にかかわらず、譲渡しないこと。
- 3 原発事故後に生じた家畜のふん尿、収集した樹皮・落ち葉・雑草等を原料とした堆肥の生産・譲渡をしないこと。
ただし、これまで通り、畜産農家・堆肥化センターが行う、家畜排せつ物法に基づくふん尿の堆肥化は可能です。
- 4 原発事故後に生じた家畜のふん尿及び、収集した樹皮・落ち葉・雑草等を原料とした堆肥をほ場に施用しないこと。
事故前に生産、収集されたものでも、事故後包装されずに屋外に放置された物も施用しないこと。
- 5 生産した堆肥等が滞留する場合には、シートで覆うなど適切に保管・管理すること。
- 6 施用の自粛が必要な堆肥等を、譲渡・販売していた場合には、その旨、相手先に連絡してください。

栃木県農政部経営技術課	028-623-2322
栃木県安足農業振興事務所	0283-23-1455